

## 会 議 記 録

会議名称	令和2年度 杉並区生活安全協議会（第9期）
日 時	令和2年12月11日（金）午前10時05分～午前11時27分
場 所	西棟6階 第5・第6会議室
出席者	委員 B、C、E、F、G、H、I、L、N、O P、R、S、T 区側 環境部長、危機管理室長、環境課長、杉並清掃事務所長、 ごみ減量対策課長、土木管理課長、地域安全担当課長、 地域安全担当係長、生活環境担当係長、杉並清掃事務所作業係長、 環境課庶務係長、環境課主査
配布資料	資料1 区の防犯対策について 資料2 路上喫煙対策について 資料3 資源持ち去り対策の実績について 資料4 消防署における年末・年始の火災等防止対策について 資料5 杉並区生活安全協議会委員名簿（第9期）
会議次第	1 開会 (1)開会 (2)委員自己紹介 (3)環境部長、危機管理室長あいさつ (4)事務局職員自己紹介 2 報告事項 (1)区からの報告 ①区の防犯対策について ②路上喫煙対策について ③資源持ち去り対策の実施について (2)区内3警察署の年末・年始の防犯対策について (3)消防署における年末・年始の火災等防止対策について 3 閉会

○環境課長 おはようございます。

杉並区生活安全協議会を、ただいまより開会いたしたいと存じます。私は、環境部環境課長の小松と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の当協議会の出席は委員20名中14名でございまして、「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」第16条第2項に定めます定足数に達してございます。有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日の席次でございしますが、コロナウイルス感染症対策のため、席の間隔を空けてございまして、窓や扉も開放してございます。発言につきましても、マスクを着用したままをお願いしたいと存じます。

また、本日の会議の時間につきましてもコロナウイルス感染症対策の観点から、長時間とならないよう進めてまいりたいと存じます。

なお、生活安全協議会委員のうち、関係行政機関の委員に変更がございましたので、自己紹介をお願いしたいと存じます。

初めに、杉並警察署生活安全課長のC委員からお願いできますでしょうか。

○C委員 おはようございます。杉並警察署生活安全課長のCと申します。どうぞよろしく願いいたします。私は、今年の2月、文京区にあります駒込警察署の生活安全課長からこちらのほうに異動してまいりました。杉並署管内も、やはり、ほかの管内と同じでして、振り込め詐欺と、自転車盗が結構多いです。これらに向かって、来年も対応していきたいと思っております。どうぞよろしく願いします。

○環境課長 続きまして、高井戸警察署生活安全課長、D委員は、本日お休みでございしますので 荻窪警察署生活安全課長、E委員、お願いいたします。

○E委員 おはようございます。荻窪警察署の生活安全課長のEと申します。私は今年の9月に千代田区にあります丸の内警察署から着任をいたしました。どうぞよろしく願いをいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

続きまして、杉並消防署警防課地域防災担当課長、F委員、お願いいたします。

○F委員 おはようございます。杉並消防署の地域防災担当課長をしております、Fと申します。よろしくお願いいたします。私は10月にまだ来たばかりです。渋谷区にありますが消防学校で勤務しておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、荻窪消防署警防課長、G委員、お願いいたします。

○G委員 おはようございます。荻窪消防署警防課長のGと申します。私は、今年の4月に、世田谷区にありますが第三消防方面本部から荻窪消防署に着任しました。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長 自己紹介ありがとうございました。

次に、区の部長級職員からご挨拶いたします。

初めに環境部長、自己紹介を含めご挨拶をお願いいたします。

○環境部長 おはようございます。環境部長の伊藤と申します。4月から環境部長に着任をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

年末のお忙しいなか、お集まりをいただきまして、また、日頃から区政にご協力を賜りまして本当にありがとうございます。

今回、生活安全協議会ということでございますが、皆様のご理解、ご協力の下、安心・安全なまちづくりと環境美化に努めさせていただいております。こうしたことは、やはり区民の皆様のご協力あつてのことでございますので、本日もまた、忌憚のないご意見を賜りまして、今後に活かしてまいりたいと思います。

区といたしましても、ちょうど平成24年から始まった基本構想が、来年度で最終年次となります。それを踏まえて、現在、新しい基本構想の検討を進めているところでございます。審議会が始まりまして、様々な議論が進んでいるところでございますが、この新しい計画、新しい基本構想とその新しい計画を始めていくに当たりまして、また、安心・安全、そして環境を、特に今、環境はかなりいろんな話題が出ておりますけれども、こうした取組をどのように行っていくのか。それを今、具体的な検討が進んでおりますが、本日、皆様からもまた忌憚のないご意見をいただきまして、今後の区政とそうした計画の検討にあたりまして、参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

次に危機管理室長、どうぞお願いいたします。

○危機管理室長 皆さん、おはようございます。この4月から、同じく危機管理室長となりました、井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、区の防犯、防災、防火といった、いわゆる危機管理行政に、日頃からお世話になっておりまして、この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございます。

今、基本構想の関係で環境部長のほうからありましたけれども、私のほうは、今年は、コロナに振り回された1年ということで、今の区内のコロナの状況について、簡単にご説明させていただきますけれども、今は、いわゆる第三波と言われるところでして、昨日東京で600人を超えるような感染者が出ておりましたけれども、区におきましては、11月の16日の週、週ごとに発表していますけれども、ここが一番のピークという形で、今、徐々に減ってきているという状況なので、若干、東京都の状況とは、少し違うのかなというところになっています。

それから、春先の第一波、それから夏場の第二波、第三波と考えますと、今ですね、死亡者とか重症者につきましては、第一波が一番大きかったですね。第三波は、第二波よりはやっぱりちょっと若干多いんですけど、まだ第一波ほどに至っていないということにはなっていますけれども、ただ感染者はここにきてどんどん増えているといった状況です。

区内の医療機関でも、今、病床の使用率につきましては、8割を超えるような日が続いているという状況となっております。

今年は、皆様方の活動につきましても、コロナの関係で結構制約されたことも多いかと思えます。また、引き続き、皆さんと手指消毒ですとかマスクとか、そういったことをやりながら、今ワクチンの話が出ておりますけれども、そこまで皆さんと自重しながら取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○環境課長 ありがとうございます。

次に、事務局の課長級職員においても人事異動がございましたので、自己紹介を、させていただきます。

まず、危機管理室地域安全担当課長、高部でございます。

○地域安全担当課長 おはようございます。私は地域安全担当課長の高部と申します。私は、今年の4月、警視庁から派遣ということで、こちらに来ております。どうか、区の立場でこれからも引き続き頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

次に、環境部ごみ減量対策課長、馬場でございます。

○ごみ減量対策課長 皆さん、おはようございます。11月から、清掃事務所長からごみ減量対策課長に異動になりました、馬場と申します。今後どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、杉並清掃事務所長、坪川でございます。

○杉並清掃事務所長 おはようございます。杉並清掃事務所長の坪川と申します。今年の11月から杉並清掃事務所長となりました。よろしくお願いいたします。

日頃から皆様には、ごみの分別、それに減量にご協力いただいております。ありがとうございます。年末年始、ごみが増える季節になりました。また引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

紹介は以上でございます。本日の資料でございますが、報告に合わせまして、ごらんいただく際に、過不足などございましたら、事務局まで申しつけていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

現在でございますが、A会長、まだお見えでございませぬので、大変恐縮でございますが、会長がおいでいただくまでの間、副会長でございますB委員に進行のほうをお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副会長 今日は、A会長がまだお見えになっていないということで、急遽ピンチヒッターということでございますけれども、私、Bがこういうときのために副会長がいるというようなことで、本当に突然なんです、私が代わりに、しばらく、A会長が見えられれば交代いたしますけれども、それまでの間、私がこちらの座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず区の報告からお願いいたします。

初めに、(1)の①区の防犯対策について、報告をお願いいたします。

○地域安全担当課長 それでは、地域安全担当課長の高部が、これから区の防犯対策についてご説明させていただきます。座らせていただきます。

それでは、資料1をごらんください。青色のグラフがあるものになります。

まず、統計上の犯罪件数などの推移から、ご説明させていただこうと思います。

青色の縦のグラフが、刑法犯の認知件数の変化ということで、左から平成14年、そして右に向かって令和2年、現在までの状況でございます。それから、赤色の線は防犯自主団体の数の変化を表しています。緑色は、区内に設置しております区の直営の防犯カメラの設置数を表しております。

防犯カメラにつきましては、街角防犯カメラ、それから通学路等の学校周辺のカメラ、今年度末には612台、合計ですね、予定見込値と入れさせていただきましたが、設置する予定です。

防犯自主団体の数につきましては、今年は、7団体増加いたしまして、165になる予定ということで、それぞれ増加しているというところでございます。

それから、青色の刑法犯認知件数につきましては、この一番右側にあるのは、今年末、12月いっぱいまでこれぐらいだろうというのが2,600件という見込み、予想ですね、ということです。

翻って、昨年確定値なんですけれども、刑法犯認知件数は3,097ということでございます。去年にありましては、確定している3,097につきましては、一番多かった、一番左側の平成14年、この青い棒グラフだと、刑法犯認知件数11,115件ございました。これは去年の時点で、その一番多かったときから比べますと、パーセンテージを言いますと、約28%まで減少しているというところでございます。

そして、今年、一応見込み2,600になっていますが、一番最新の、この資料を作った後のデータで、11月末現在で言いますと、2,329件。区内で2,329件ということで、かなり減少しているというところでございます。今年、それに合わせて内訳にはなるんですけれども、空き巣狙いは11月末現在で35件、それからひったくりは3件、自転車盗は772件ということで、それぞれ去年と比べましても、去年の同じ時期と比べましても減少。当然、平成14年の頃から見ると、かなり減少しているということです。

ちなみに、平成14年のときには、空き巣は1,711件ございました。ひったくりは282件ございました。それが、今年11月末現在だと35件と3件というふうになってきているという状況でございます。

特殊詐欺につきましては、後ほど説明させていただきます。

それでは、その下の各種区内の防犯対策、どんなものやってきたのかということをご説明させていただきます。

先ほど説明したとおり、防犯カメラは、直営のものをつけておりまして、今年度で合計612台設置する予定でございます。それから、防犯自主団体の支援ということで、区の補助費を使って、それぞれの団体に支援して、今年度は7団体増加したところでございます。警察署やいろいろな各企業からのご紹介と、今年であれば、生命保険会社の営業所に加入していただきまして、営業の途中で、特殊詐欺のチラシも併せて配っていただくことも、開始したということもございました。

それでは次のページ、よろしいでしょうか。

(3) 安全パトロール隊による各種防犯活動。これも、区の大きな事業の内容になります。区の直営の職員による安全パトロール隊というものが、まずございます。それから、委託業者にも安全パトロール隊というものをつくって、2種類ございます。

区の直営の安全パトロール隊につきましては、警視庁のOBの方で構成しておりまして、常時5台、昼間帯を運用しております。

これも警視庁のOBの方ですので、そういう専門の知識を生かしていただきまして、日々区内のパトロール活動、それから区内6か所ございます安全パトロールステーションにおいて、様々な区民の方からの防犯相談、それから空き巣などの防犯診断などの相談に従事しているところでございます。

そのほか、学校の下校時警戒だとか、あとはアポ電が集中する地区の連絡を受けましたら、そこを重点的にパトロール、それから注意喚起のマイク広報などをする。それから、不審者対応訓練というものを、保育所や小学校などで実施しております。特に今年は、新型コロナウイルスの感染防止の区民への呼びかけというの、広くこのパトロール隊のマイクを使って、区民の方に呼びかけるなどという活動もしてまいりました。

委託業者のパトロール隊につきましては、同じような形で、こちらは24時間稼働しておりますので、同じような防犯広報を実施してまいりました。

続きまして、犯罪発生情報メールの配信です。これは毎日、警察署から、犯罪、区内の発生状況を確認いたしまして、毎日、情報発信をしております。特殊詐欺、空き巣、ひったくり、自転車盗について、日々発生した状況を、どの辺で、どういうのが発生しました。

それから、こういうところに気をつけてくださいというような、防犯アドバイスのようなものを載せてメール発信をしているところがございます。

続きまして、子どもの安全対策の強化ということでございます。昨年、一昨年、新潟県や川崎市で、子どもに対する事件が発生しまして、区としましても重点的に子どもの安全対策ということを、学校関係部署と連携しながら実施しているところがございます。安全パトロール隊の車両がございますので、登校時や下校時の子どもの見守り、警戒をしております。

そのほか、先ほど申しました発生情報メールもございますので、こういうものを使って、下校時にまちの方に、下校時の見守りというのをしてくださいというような依頼を、毎週行っております。

それから、「ながら見守り活動」といいまして、日頃の生活、日頃の仕事の中で、お子さんたちを見守ってくださいねという呼びかけを、それぞれ行っております。メールもそうですけども、特に、郵便局だとか信用金庫、それから警備会社などについて、車両に、「子どもの見守りをお願いします」というステッカーを貼っていただきながら、仕事で回っていく中で、子どもの見守りをしてくださいということを、区民の方と合わせて協力依頼を実施してまいりました。

続きまして次のページ、特殊詐欺対策についてご説明させていただきます。

これは一番、重点的に警察と連携して、やっている対策でございます。

まず、現状でございますが、このグラフを見ていただきまして、青い縦線が被害件数で、オレンジ色の折れ線グラフが被害金額を表しています。令和2年につきましては、10月末現在の数値を表しております。昨年、令和元年につきましては、被害件数が187件、それから被害金額は4億5,000万でございました。

そして、今年につきましては、10月末現在であります、区内合計で131件で、被害金額が3億円を超えているということでございます。一応、去年の同期で比べますと、減少はそれぞれしているというところではありますが、ほかの市区町村と比べますと、去年と引き続き、高いほうの被害件数、金額にあるということに変わりはありません。

特に今年は、特殊詐欺といいましても、いろいろな手口がございまして、以前から言われているオレオレ詐欺だとか、そういう手口があるんですけども、傾向といたしましては、キャッシュカードを狙った手口が多くございます。犯人グループが警察官をかたったり、大手銀行業者、電気販売会社をかたって、あなたのキャッシュカードは悪用されてい



ますという電話をしながら、犯人が自宅を訪れ、キャッシュカードを変更する手続が必要であるというようそを言いながら、キャッシュカードをだまし取ってしまう、それから隙をみて盗んでしまう、そのような手口が、去年から引き続き多いということでございます。それと合わせて、還付金詐欺といたしますけれども、杉並区役所の職員をかたって電話をしまして、「あなたの医療費の還付金がありますが、まだ終わっていないようです。今だったら間に合うので、すぐATMに行ってください」と。ATMに行って、「入金される手続をしてください」と嘘を言って、実は自分の口座からお金を送金させるという手続をさせてしまうという還付金詐欺。この手口が、去年から引き続き今年も多かったというような状況でございます。

こういふことで、警察と連携いたしまして、各種取組をやってまいりました。その下を見てくださいと、写真がついておりますが、1月には防犯協会と提携いたしまして、特殊詐欺根絶集会ということで、まちの方を集めて特殊詐欺の防止の啓発活動を実施いたしました。

その次に、区の事業といたしまして、自動通話録音機の設置促進ということでございます。特殊詐欺は、基本的には電話、アポ電が詐欺に遭うきっかけになるということで、東京都から補助金が出ておりますので、自動通話録音機を区が補助金を使って購入いたしまして、それで区民の方に無償で貸与するというのを、平成27年度から実施しております。

去年、一昨年にはかなり購入の数の用意が間に合わなくて、お待たせすることがあったのですが、今年につきましては購入計画といたしまして、令和元年度から3年間で3,000台を購入して、区民の方に配るという予定だったのですが、それを前倒しいたしまして、今年に全て3,000台分購入して、今、配布している状況でございます。今のところ、必要と思われる方々には配ることができる体制をつくっております。

累計といたしましては、27年度から合計で3,900台を今現在、無償貸与しているところでございます。また、今、予算交渉をしているところですが、何とか東京都の補助の様子も見ながら、追加で来年度も購入できるように、進めているところでございます。

続きまして、次のページよろしいでしょうか。

振り込め詐欺被害0ダイヤルの運用でございます。これは平成30年度から始めておりまして、区で24時間365日、区民からの振り込め詐欺、特殊詐欺の相談を受け付けるという事業でございます。今年までに累計1,973件の相談を受け付けております。

基本的には、特殊詐欺、犯罪ですので、警察に通報や相談をしていただくことが一番ではあるんですが、還付金詐欺とか、これは区役所の職員をかたっていたりということも多いので、それからあとは、警察にいきなり相談するのはという方もいらっしゃいますので、区の0ダイヤルを活用していただいて、問合せをしていただくということが多くあるというような内容でございます。

それから、広報啓発活動ということで、区ではいろんな広報媒体を持っております。一番は、広報すぎなみでございます。今年につきましては5月、それから10月号で大きく特殊詐欺のことににつきましてお知らせすることをいたしました。特に5月の頃には、コロナの関係の特別定額給付金の給付が始まった時期でございますので、それに備えまして、お気をつけくださいというような紙面を発行したところです。幸い、区内ではこの特別定額給付金に直接絡むような被害は、発生はございませんでした。

そうしまして、10月号、これにつきましては、「わたしは大丈夫！」というような見出しをつくっております。これは裏1面、大きく取っていただいて、お配りしたところがございます。

特殊詐欺は、なかなかなくなるというところがございます、どこに原因があるのかということも、見直すことも必要だろうというところがございます、ここの記事の右上に円グラフ、これはちょっと小さくて、この紙面では見えないとは思いますが、これを発行する以前に、区民の方に広く、モニターアンケートという制度を使いまして、区内の方からのアンケートで、防犯対策だとか特殊詐欺についての意識調査をいたしました。それを、この10月号に、この円グラフに示したわけですが、アンケートによりますと、特殊詐欺、自分は騙されないと思っている方、どちらかといえば騙されないということも含めまして、約7割の方がそう思っているというところがございます。

そして、併せて警察庁の調べでも、実際に被害に遭った方に聞いてみると、自分は騙されないと思っていたというような結果でございます。そういうものを、この広報誌の10月号に載せたところがございます。いろんなお知らせの機会をもってしても、自身で危機感を持っていただかないと、何も入ってこないというところがございまして、このような紙面にしたところがございます。

そのほか、併せまして被害防止チェックシートというものを作成して、注意をするきっかけにさせていただくように配布をいたしました。

最後のページになります。

特殊詐欺の取組につきまして、区では高齢者の担当部署がございまして、「安心おたっしや訪問」という事業がございまして、これは、日頃なかなか高齢者のお宅で、接触する機会がないお宅に、毎年、民生委員の方や、ケア24の職員の方が訪問していくという事業でございまして。

今年は、特殊詐欺のいろんなイベントやキャンペーンは、コロナの関係で、例年どおりのことがなかなかできなかったということも含めまして、こういう区の高齢者の事業で、安否確認というのにも含まれている事業ですが、せっかく訪問していただくのであれば、その際に特殊詐欺の注意喚起もしていただけないかということで、実際に回っていただく民生委員の方や、ケア24の職員の方に対して、警察と分担しながら注意してくださいという依頼をしたところでございまして。今年の予定につきましては、区内居住75歳以上の約9,500人を対象として、この安心おたっしや訪問で回っていただく予定で進んでいるところでございまして。

以上が、特殊詐欺の関連の主な取組となります。

続きまして、自転車盗難防止対策になります。刑法犯認知件数の約3割強を占めている自転車盗、これは以前から重点的に取り組んでいるところでございまして。区は、実際の被害の内容まで細かくは分からないものですから、区内の三警察署から、区内の自転車の被害状況、総数等を教えていただいて、下にあるような分析を合同で行いました。

この分析マップに表れているように、自転車盗の数は多いものですから、どこでも起きているんですけれどもこういう分析をしてみると、この赤い印、濃い赤い印になっているところなんです。これは特に被害が多い。ここを見ても、やっぱり駅の周辺なんですね。JRだとか、駅周辺に多いということがよく分かったということでございまして。

こういう分析に基づき、警察と連携しながら、特に駅周辺において、盗難防止のキャンペーンを実施したり、それから区立駐輪場だとか、大型駐輪場、民間のマンション等に自転車盗難防止のステッカーを貼っていただくというようなことをして、注意喚起の啓発活動をしてまいりました。

このようなことも、区の中には別の部署で自転車の駐輪場だとか、自転車対策を行っている部署もございまして、こういう状況もそちらに提供して、今後の駐輪場の計画とか、放置自転車の対策に生かしていただくということで、継続して区としても取り組んでいるところでございまして。

続きまして、第4回すぎなみ安全・安心展、これは9月に実施したものです。杉並区内の三署合同の防犯カメラ設置促進協力会と合同で、区の1階ロビーにおいて防犯カメラについて、有用性やプライバシー保護の重要性についても展示活動を通じた啓発活動を実施いたしました。

そのほか、署境合同パトロールを10月に実施しております。例年であれば、杉並区の周辺の練馬区と共同で杉並区と接する周辺を合同でパトロールするということをしていたんですが、今年はコロナの関係で、それぞれで中止ということで、区の中だけでも警察署とできるかということで、三つの警察署の署境を合同でパトロールをしたということでございます。

そのほか、11月には方南西町会と高井戸警察署と協力いたしまして、落書きの消去活動を実施してまいりました。犯罪の起きにくい環境づくりの一環として、協力してやっているとございます。

以上が今年の防犯対策の取組になります。

以上です。

○副会長 報告ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問やご意見などありましたらお願いいたします。よろしいですか。

（ なし ）

○副会長 特にご意見はないようですので、次に②の路上喫煙対策について、報告をお願いします。

○環境課長 環境課長でございます。私からは、路上喫煙対策についてご説明させていただきます。

資料2をごらんいただけますでしょうか。なお、着座にて失礼させていただきます。

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例に基づく喫煙マナーの指導状況などについて、ご報告させていただきます。

喫煙マナーとルールの徹底につきましては、路上喫煙防止指導員及び区の委託事業者である警備会社による指導などを実施しているところでございます。

まず、指導実績でございますが、平成28年度から令和元年度までをお示ししてございます。区内全域の合計は、年度を追うごとに減少してございまして、地区別に見ましてもおむね減少している状況でございます。

次に、歩きたばこ吸い殻の調査でございますが、実態調査は記載の駅で行いまして、平成28年度から令和元年度の調査結果を記載してございます。歩きたばこ、吸い殻のポイ捨ての双方とも、全体として減少傾向にございます。

裏面に参りまして、このようなデータを踏まえまして、最近の傾向と対策でございますが、喫煙マナーにつきましては、指導実績や歩きたばこ、吸い殻のポイ捨ての数は減少してございますが、飲食店利用者の店先での喫煙に関する要望などが寄せられるようになりまして、これらにつきましては、飲食店の経営者などに、区の喫煙ルールを伝えるなど、啓発を行ってございます。

2点目の屋外の喫煙場所についてでございますが、昨年度、駅前広場などに公衆喫煙場所の整備を行いまして、こちらにつきましては今後も公衆喫煙場所の整備にはしっかり努めてまいり、分煙化を推進してまいりたい考えでございます。

なお、本年は、コロナウイルスの感染症対策としまして、緊急事態宣言が発出されたことを受けまして、5月1日より6月16日まで、公衆喫煙場所を一時利用停止としてございます。

最後に、路上喫煙地区の指定についてでございます。現在、JR駅周辺など6地区を路上禁煙地区に指定して、巡回指導などを行い、喫煙ルールの浸透やマナーの向上に努めてございます。この路上禁煙地区に関しましては、条例により毎年見直しをすることになってございますが、現在の6地区につきましては、通行者数が多く、歩きたばこなどが非常に危険な状態は変わっておりませんことから、来年度も引き続き路上禁煙地区として指定を行いたいと考えてございます。

私からの報告は以上でございます。

○副会長 報告ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○P委員 堀ノ内三丁目に住んでいますPと申します。

自宅の裏が遊歩道になっていまして、歩きたばこのポイ捨てが3日に1回ぐらいありまして、自宅の裏なので、ほとんど人通りがなくて、周りに植木をいっぱい植えていらっしゃる方がいるので、今の時期、枯れ葉がすごく落ちているんですね。なかなか掃除もしないので、ポイ捨てによって火事になったりする可能性があるのではないかと、とても不安な気持ちがいつもあります。

先ほどの防犯カメラというので、うちがちょうどクの字の形で死角みたいな感じなので、すごくその場所にごみとか、たばこの吸い殻とかがいつも捨てられているので、そういう防犯カメラが設置されればいいなって、いつも思っているんですけども、その辺、先ほどのパトロールの件で、遊歩道とかそういうところのパトロールみたいなのは、条件のほうに入っているのかどうか。近くに小学校もあるので、結構子どもさんも通ったりしますので、ちょっと遊歩道はかなり暗いし、危ない道だと思うので、その辺ちょっとできればパトロールとかそういうのを強化していただくと、ありがたいと思います。

以上です。

○副会長 それについては、区のほうから何か。

○地域安全担当課長 地域安全担当課長の高部です。

先ほどのパトロールの続きということになるだろうと思いますので。火事もいろいろ含めまして、いろんな安全のパトロールはやっております。ただ、基本的に区の安全パトロールというのは車で回っているというところもございまして、それは立地のこともありますので、いつもいろんな要望で応えられる形で、できることはパトロールでやっていますので、それは多分、消防や警察も含めてだと思っておりますけれども、その事案の内容はそれに応じてということになるかと思えます。参考にさせていただきます。

以上です。

○環境課長 たばこの吸い殻については、環境課のほうからお答えします。

ポイ捨てについては、区内では禁止になっております。ポイ捨てしないでくださいといったシールであったり、路上に貼るような路面シール等もご用意ございまして、よろしければそういったものを貼れるところがあれば表示していただくとかで、少しでも注意喚起につながったらよろしいかと思っておりますので、後ほど環境課窓口でご相談していただけたらと存じます。

○P委員 ありがとうございます。お願いします。

○副会長 よろしいですか。

ほかに何かご質問とかご意見ございましたら、どうぞ、お願いします。

どうぞ。

○I委員 高井戸防犯協会会長のIです。

個人的にもなってしまうかとは思いますが、大型コインランドリー等の臭いですね。やはり隣接、一応対応して今やっただいていてと思うんですが、臭いの問題があるも

のですから、その辺を行政としてそういう大型コインランドリーを設置する場合には、臭いに対して、やはりある程度強制力を持っていただければ大変ありがたいなと思います。

うちの隣なんですけど、ちょうど交差点の角になるんですが、車が歩道に交差点の角からずっと止まっちゃうんですね。昔、1回は歩道と車道の区別にポールを立てていただいたんですが、やはり夜は、高齢者が自転車でポールにぶつかるから危ないと言って、1回外されたんですね。その辺は、子どもたちが通学で通りますから、人が通れないぐらいびったり寄せて車をとめるので、早急にというわけにはもちろんいかないと思うのですが、考慮いただければと思います。

○副会長 どうぞ。

○環境課長 まず、大型コインランドリーの臭いの件でございます。臭いに関しましては、例えばダクトの位置を変更するとか、排気設備を清掃するとか、例えばコインランドリーであれば、洗剤等に匂いがついていることもございますので、用意している洗剤等をちょっと検討してもらいますとか、幾つかできる対策について、事業者のほうにも働きかけていきたいと存じますので、よろしければ、どの辺りということをお伝えいただければ、個別に対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副会長 あと、路上のポールにぶつかるというお話もありましたが、その辺は何かありませんか。

○I委員 1回、あんまり車がうちの店の前まで止めたりしているものですから、110番を入れたことあるんですね。そしたら、ここはガードレールとかつけないと無理なんじゃないかという話が一応あったんですけど、その辺のガードレールみたいなものは。

○副会長 その辺について、ありましたらお願いします。

○土木管理課長 土木管理課長の土肥野と申します。よろしくお願いいたします。

その駐車対策につきましては、区だけではなくて、いろんな関係部署がありますので、後ほど場所等を教えていただいて、取り組みたいというふうに思います。

○副会長 よろしいでしょうか。

○I委員 ついでに、もう一つ追加で。私ばかり申し訳ないです。

コロナ禍の中で、自宅で働いている人、自宅にとどまる人が大変多くなっていると思うので、その中で皆さんよく片づけをしたりして、ごみが大変出るんじゃないかと思うんですが、一丁目なんですけど、ちょうど不法投棄がかなり常在化しているところがありまして、

今、私ども防犯協会としては、防犯カメラ設置中という大きなステッカーをその前に貼ったりはしているんですけど、なかなか減らないんですね。

それで、今回防犯カメラもつけるということで、一応高井戸署と高井戸防犯協会の推進しています簡易的なカメラなんですけど、それを設置して様子を見ようじゃないかという形にはなっております。

区のほうにも大分相談が行っているんじゃないかと思うんですが、不法投棄に対して署にも相談はしたんです。だけど、これ本当に捕まったら罰金が高いそうです。相当な。ですから、やはり区の行政でできるのであれば、不法投棄は10万円以下の罰金、50万円以下の罰金とかいう何かそういうステッカーでもあればということで、なければお願ひしたいというふうに思います。

○副会長 どうぞ。

○杉並清掃事務所長 では、清掃事務所の私は坪川でございます。

不法投棄につきましては、本案に限らず幾つかご相談を受けておりまして、集積所であれば、私ども清掃事務所のほうで対応しているところでございます。また道路上となりますと、また別の部署というところもありますけれども、確かにカメラをつけて犯人を捕まえるということよりも、とにかくなくしていくという方向だと思ひます。

今、お話のありました罰金が幾らですよというような掲示板も、実はこちらにございまして、また後ほど場所を教へていただければ、その辺の掲示についてもご協力できると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○副会長 それでは、よろしいでしょうか。

○I委員 ありがとうございます。

○副会長 ほかにご質問とかご意見がございましたら、お願ひします。よろしいでしょうか。

（ なし ）

○副会長 では、ご意見等につきましては、この辺でよろしいかと思ひますので、続いて③の資源持ち去り対策について、報告お願ひします。

○杉並清掃事務所長 では、改めまして清掃事務所の坪川と申します。

私からは、資料3の資源持ち去り対策の実績についてご報告を申し上げます。着座にてご報告申し上げます。

資料3でございまして、資源持ち去り対策の実績についてでございます。



最初、1番目は刑事告発等の実績で、これは令和2年11月15日現在の数字でございますが、そこまででは(2)の収集・運搬禁止命令書の交付件数3件という実績がございます。その下の表は、令和2年度を含めまして、過去5年の実績でございます。

さらにその下2番目、パトロール等の状況ですが、体制につきましては記載のとおりです。

(2)は現状ですが、1行目の後段でございますとおり、情報化社会の進展による古紙資源量の減少、古紙資源の価格下落等の影響により、持ち去り業者が大幅に減少していますということでございます。

やはり、新聞購読数、今年からではないんですが、このところ新聞購読数は減少しておりますので、古紙そのものが大分減ってきております。ただ、コロナの関係で、宅配の段ボールや何かは増えているんですが、段ボールはかさが張る割には重さが出ないものですから、なかなか持ち去り業者にとっては旨味が出ないものということで、敬遠されているようです。

あと古紙、そもそもの価格が下がっておりますので、持ち去り業者自体が減ってきているというところでは。

ただ、数は少なくなっておりますが、相変わらず区民の方から情報提供がございますので、そういうところでの地域については、引き続き注視していくというところでございます。

私からは、以上です。

○副会長 報告ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

どうぞ。

○S委員 公募委員のSと申します。

2点あって、1点目ですが、今、お話、ご報告ございましたように、ネット通販の段ボールが増えていることで、昨日もちよっと見かけたんですが、やっぱりごみの回収日でなくても、段ボールを結構家の前とか、ごみ捨場に無造作に置いてある例が増えていまして、そうしますと、これから寒い時期になって、放火とか、そういった別の意味で注意していく必要があるのかなと思ひまして、その辺の注意喚起は、ただ単に家の中に入れてくださいとかじゃなくて、そういう新たな対策がこれから求められるのではないかなというのが1点目ですね。

2点目が、私の家の近所で、裏の駐車場を地主さんが売却して新興住宅地になって、要は建売の住宅が何軒か建っているんですね。そうしますと、前みたいにごみ捨場がなくて、1軒、1軒、家の前にごみを置いて回収するという、そういうふうな流れにこっちの拙宅を含めて変わってきて、そうすると、ごみの収集する作業員の方が非常に手間になるのではないかというその辺も、前もって建売を何軒か出す場合には、ちゃんと前もってごみの収集場所とかを決めておくとか、そういった案内をすればとかそういったものがあるのかなと思うんですが、その辺のお考えをお伺いできればと思います。

○副会長 お願いします。

○杉並清掃事務所長 最初の、段ボールが置きっ放しになっているというようなお話ございまして、段ボールに限らず、ごみの日じゃない日に、要は曜日が守られないというところ、やはり幾つかございます。こちらの指導に当たる担当の職員を配置しておりまして、全てなかなか区内全域を回るとするのは難しいところなんですけれども、そのような情報をいただいているところについては、その指導に入って、できればどなたが排出したかというところが分かれば、直接お願いに伺っているという対応を取っております。

例えば、昼間いらっしゃらない方は大勢いらっしゃいますので、そういう場合は、お手紙を置いてくるですとか、そういう対応を取っているところです。

やはり、時間がかかるんですけれども、何度も対応していかないと、なかなかきれいになっていかないのかなというところです。

もう一つは、建売の住宅がやはりたくさんございまして、集積所のトラブルというのは、こちらにもいろいろ話が来ます。建売の住宅については、常に建てるときに清掃事務所に相談に来るよということ、要綱を設置いたしまして、宅建協会とは今話をしている、毎年話をしているところです。

なかなかそれが浸透しないところもございまして、建築の部門とも連携を取りながら、そもそも建てるときに集積所の場所を決めると。入ってから、一体どこにごみを捨てるのとなりますと、いろいろトラブルになりますので、その前に決めるということで、今進めているところです。

○副会長 どうぞ。

○S委員 今のお話で、これから建てるという場合はいいかと思うんですけれども、建ててから5年以内ぐらいの新しい家で、割と家の前に戸別に置いてある場合が多くて、やっ

ぱりそれで、うちもだから前ごみ捨場置いていたんだけど、事務所の方がいらっしゃって、家の前に置いていいですよという話に去年ぐらいに変わったんですね。

そうすると、やっぱり回収とかに時間がかかったり、今、こういうご時世でなかなかそういったごみの収集ってやっぱり結構大変ですので、現場が負荷がかかるので、何かこれからの話は今のお話でいいかと思うんですけども、本当に築3年から5年ぐらいのところでもうちょっとうまくこの問題は処理できないのかなというふうに思うんですが、このお考えをちょっとお伺いできればと思います。

○杉並清掃事務所長 清掃事務所長です。

いろいろ清掃の職員にお気遣いいただきましてありがとうございます。やはり現在、大規模な集積所というのは昔はあったんですけども、どんどんそれを分散しているというのが実態でございます。やはり集積所の管理というのが、なかなか難しくなっております。以前は収集車が行った後に皆さんで掃除をしてという集積所もございましたけれども、そういうことができなくなってきて、分散しているというのが実態です。

戸別収集というところまでは、まだできていないんですけども、今は逆にそういうご相談があると、なるべく分散をこちらから提案して、そうすると収集の職員のほうは、その1回の収集になかなか時間がかかってしまうんですけども、そのような対応を取っているというのが実態でございます。

○S委員 一応、お話は今分かりましたので、ちょっとこっちもその近隣の状況とかそういうのを見ながら、また考えのほうを述べていきたいと思います。

今日はありがとうございました。

○副会長 よろしいですか。いろいろとお困りのことがありましたら、清掃事務所に直接ご相談いただければと思いますので。

ほかに何かご意見、ご質問ございましたらどうぞ。

よろしいですか。

( なし )

○副会長 では、ご意見等についてはこの辺でよろしいかと思います。

次に、関係行政機関からの報告をお願いします。

初めに、(2)の区内3警察署の年末年始の防犯対策について報告をお願いします。

○C委員 では、説明をさせていただきます。杉並警察署のCでございます。

年末の警戒ですけれども、警視庁東京都内では、年末一斉警戒という日を定めまして、どの署も総力を挙げて警戒ですとか、検挙ですとかそういった活動をする日を設けます。

また、杉並3署におきましても、今年最後の年金支給日15日ですが、これに対する対策を行います。無人ATMに騙されて、おびき出されてお金を振り込んでしまうという事案もございますので、年金支給日を捉えて対策を練っていきたいと思っております。

また、年末年始については、通常の交番、あるいは内勤で警察署に泊まっている警察官にプラスした要員を配置しまして、年末年始の事件ですとか、そういったものに対応する体制を続けていきたいと思っております。

また、1点残念なのは、通常であれば年末年始に向けて地域の方、あるいはボランティアの団体の方とキャンペーン等を行って、防犯活動ですとか、あるいは先ほどからお話ししています特殊詐欺防止に伴うような対策、あるいは、まち中を歩いて防犯対策を呼びかけるようなことをしていたところですが、今年はこのコロナの影響でできないというところが、非常に残念に思っております。

ただ、署としては、できることをやって、防犯対策を続けていきたいというふうに思っておりますので、引き続きご協力お願いいたします。

以上です。

○副会長 報告ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問やご意見などありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（ なし ）

○副会長 では、この辺でよろしいかと思います。

最後に、(3)の「消防署における年末年始の火災等防止対策について」報告をお願いします。

○G委員 荻窪消防署の警防課長Gと申します。ご説明させていただきます。着座で説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、資料4に掲示させていただきました杉並区内の2署の火災件数を参考までに掲示させていただきます。

参考になりますけれども、火災件数につきましては、昨年と比べますと減少しているというような状況でございます。

この原因については、はっきりとしたことは、まだ1年たって分析はしていないんですけれども、皆さんの注意力が増しているのかなというような感じは受けております。

ただ、杉並区内の特徴としましては、住宅地が多いもので、やむを得ないんですけれども、住宅火災の占める割合が多いというのが特徴でございます。

そして、原因についても上位のものを掲示させていただいたんですけれども、今年につきましては、電気関係を原因とする火災が多く発生しております。過去ですと、ガステーブルによる火災が多いという時期もありました。また、たばこが多いという時期もありました。今年の傾向としましては、電気の配線、または電気器具、電気ストーブ、こういったものを原因とする火災が多く発生しているというような状況でございます。こちらのほうを参考にさせていただければと思います。

それと、火災による死者の状況ですけれども、こちらのほうは、昨年とほぼほぼ同数で推移しているというような状況でございます。今年の初めに杉並消防署で1件、また荻窪消防署で1件というような形で、それ以降亡くなる方が発生した火災というのは起きていなかったんですけれども、この暮れに來まして、10月末、11月末ということで、荻窪消防署管内で何件かの火災が発生しているというような状況でございます。

こちらにつきましては、消防署でも危惧しておりまして、やはりこの地域の方々に注意喚起という形で、火災発生の防火の呼びかけを町会、区の協力、福祉等の協力を得ながら注意喚起を図っているところでございます。

続きまして、年末年始の消防署の火災発生防止対策、こちらですけれども、消防署としまして12月1日から1月3日まで、これを特別体制で強化しております。これは、消防特別警戒というような形を取っておりまして、杉並消防署、荻窪消防署におきましては、体制を強化しているところでございます。

どんなことを強化しているかと申しますと、まず、人を増強しております。人員を増強したり、あとは必要のない行事を縮小したりという形で、万が一火災が発生した場合に、速やかに対応できるような体制を取っているところでございます。

それと、年末になりますと、人が多く集まる場所につきましては、当然火災の発生する危険も高くなるということで、そういう場所をピックアップしてチェックしているところでございます。

ただ、今年につきましては、イベントも大分例年と比べて減っているというような状況でございますので、当然こういった危険な箇所も減っているのではないかなというようなことでございます。

それと、住宅地域ですけれども、こちらにつきましては消防署で巡回をさせていただく予定になります。これから12月の中旬ぐらいから、夕方、夜間、こういったところを消防車を巡回させる予定です。それで、広報をしながら、また住民の火災予防を呼びかけるというような対応を取ります。

年末ですけれども、町会、自治会にも防犯と防火の警戒とパトロールをお願いしているところでございます。それに加えて、消防団につきましても、年末は各消防団の受け持ち区域を巡回して、防火を呼びかけるというような対応を行います。

今度は年始についてですけれども、31日今年の大みそかから3日まで、初詣を予想されている神社、お寺、こちらのほうに必要によっては消防車を配置したり、または、職員を派遣したり、消防団に協力をお願いしたりという形で、防火対策は進めていく予定でございます。また、今度の初詣の人出はなかなか予想が難しいということで、各神社、お寺も例年の体制で行いますというような話を聞いておりますので、我々も例年の体制でもって、こちらのほうの警戒に当たりたいという形で考えております。

以上でございます。

○副会長 ありがとうございます。

ただいまの報告で、ご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○T委員 公募のTと申します。よろしくお願いいたします。

勉強不足なんですけど、各戸に火災報知機とかというのを設置することが、以前から義務づけられていたかと思うんですけど、マンションに住んでおまして、半強制的につけているつもりなんですけど、焼死されるまで火災が大きくなるということと、それから火災報知機の効能というんでしょうか。亡くなるまで、その火災報知機の機能が作動しないのか、それとも、住宅が最近では新建材ということで、火災じゃなくて、煙だとか、臭いだとかということが死因につながって逃げにくいとかということとかは聞きますが、何か死に至る前に、せめてという他人事ではなく、杉並区に限ったことではないんですけど、火災で身元の分からない死亡者が出たときは、やはりすごく心が痛むんですね。

冬場になって、火災が随分多いということは、やはり暖房器具とかということが大きな原因だろうとは思いますが、せめて死亡につながらないような方策というのは、検討されているのか、素朴な疑問ですが、よろしく願いいたします。

OG委員 では、ただいまのご質問、ご意見についてお答えしたいと思います。

私も手持ちの資料がございませんので、私の記憶の範囲でしかお答えできないのですが、まず、住宅用火災警報器のことだと思えますけれども、各一般の家庭でも設置してくださいというような呼びかけを行いまして、約10年少し、今経過したというようなところですね。

今、東京都内全域でも設置率といった、つけていただいている率は大分、高くなっております。それでもやはり個人の住宅ですので、100%というのは難しく、我々も100%は当然目指してはいるんですけれども、なかなか100%には至っていないと。

しかしながら、8割9割のお宅にはもう設置されているというようなことは聞いております。

それで、火災により亡くなる方の数というのは、それを設置するに従って、以前よりは減ってきています。これは、やはり住宅用火災警報器がいち早く感知しますので、家の方に知らせるのももちろんですけれども、ご近所の方、また通りかかった方が、その音に気がついて119番通報されるという件数も年々増えてきております。正確な数は、今は申し上げられないんですけども、確かに私の印象でも増えてきているというようなことで、何で火災に気がついたんですかというのを火災の現場なんかで聞くと、火事です火事ですという音が聞こえましたということで、通報された。当然、機械ものですので、火災ではなかったということもあるんですけれども、確かに今は、増えてきております。

ただ、今お話しさせていただいたとおり、100%ではないということで、火災でお亡くなりになった方を調べてみると、やはりついていなかったというような方もいらっしゃいます。

こちらにつきましては、我々もいろんな広報手段を使って、また町会にお願いして、チラシを配布させていただいたり、各家庭に個別に訪問させていただいて、設置をお願いしたり、あとは、今で言うインターネットのホームページで設置してくださいという呼びかけを行っているところでございます。

それで、火災によって亡くなる原因ですけれども、これも一概には言えないとは思いますが、やはり煙で、火災で程度がひどくなる前に、火災の有毒ガスで、これは一酸化炭素

が主なんですけれども、そちらを吸って動けなくなるというような形で亡くなるという方も多いようには聞いております。

やはり、今この資料につけさせていただいたんですけれども、荻窪管内で5名の方がお亡くなりになったのですが、そのうちの3名の方は、一人暮らしのご高齢の方だったということなんです。

やはりこちらも、住宅用火災警報器が鳴動して、近所の方だとかが気がついて通報されてはいたんで助け出したんですけれども、既に亡くなられていたというような形で、やはり一刻も早い通報につながるために設置していただいているので、音が聞こえたらすぐ119番、1秒でも早く通報していただければ、我々も早く駆けつけることができますので、その辺りのご協力をお願いしたいと思います。

すみません、よろしいでしょうか。

○副会長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかに、何か今のご報告でご意見、ご質問ありましたら。どうぞ。

○S委員 すみません、1点だけ質問があって、さっき消防の方が初詣のお話、初詣の警戒のお話をされていらっしゃったのですが、例年だと正月の三が日とかに警察と消防の方が初詣の警戒をされていらっしゃると思うんですね。

今年はいくら神社とかお寺の方針によって、ばらつきがあるんですが、昨日ちょっと仕事で近くに寄ったので参拝したんですが、例えば氷川神社は、11月30日から初詣を分散化させるということで、昨日行ったら、やっぱり七五三と、もみじ狩りと、初詣の方がごっちゃになって、結構いっぱいいらっしゃったんですが、そういった、例えば急に参拝客が増えそうですよというふうになった場合には、その都度対応なさるということでよろしいのでしょうか。

ちょっとお伺いしたいと思います。

○G委員 今のお話ですけれども、やはり確かに神社、またお寺によっては、今年のうちから年内詣というんですかね、そういうのを始められるというようなお話も聞いております。

ということで、どのくらいの方が来られるというのが、なかなか予測は難しいんですけども、我々はそういうお話をいただいたときには、消防車両を派遣して、そちらのほうで状況を見て、必要であればそのままとどまって警戒に当たるというような形は取らせていただいております。



○S委員 じゃあ、すみません。警察のほうはどうなんでしょうか。

○副会長 警察のほうでどなたか、何か今の関連するようなことをございましたら。

○C委員 警察のほうも連絡を取らせていただきまして、人数出ているとかそういった対応をさせていただく予定でございます。

○S委員 分かりました。ありがとうございます。

○副会長 よろしいでしょうか。

ほかに、ご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

（ なし ）

○副会長 なければ、これで本日予定の議事は終了いたしました。その他の事項で、委員の皆さんからご意見やご質問ございましたら、お願いいたします。

○I委員 先ほど、ごみの出し方のところで、杉並区のルールというものは、ちょうど区外から転入届を出す人に対して、そういう告知をしていらっしゃるのでしょうか。杉並区のルールはこうですよ。たばこが云々、ごみの出し方はこうですよというようなルールを、転入の際に、そういう告知をしていただければ、全然、というのは、うちの3軒先に越してきた人が、でたらめに出していたんですね。やはり私どもは5軒で一つの集積所に出していますので、そこにいろんな曜日に関係なく出していたので、一応、区ではこうなっていますよということで教えてあげたら、それを行うようにしていただいたものですか、区外から転入された、転入届をしたときに、そういう区のルールを告知するようなことはやられていますか。もしなければ、そういう方法も一つあるんじゃないかと思います。

○副会長 それに関連して区のほうで、お願いいたします。

○清掃事務所長 清掃事務所長です。

転入者ですね。自治体によって少しずつ分別の方法も違いますので、やはりその辺でトラブルになるケースというのはございます。全てのお宅に、ごみ資源のカレンダーというのをお配りしているところなんですけど、転入者の方については、これをお渡しするというところで、杉並のルールをお知らせしているというところなんです。

必ずしも若い方がこれを見ているのかなというところはございますので、そういうところにつきまして、どうしてもルールが守られないまま続くということであれば、やはり私どものほうにご相談いただいて、直接現場を見て対応するということをごさせていただいていきます。

○副会長 よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

よろしいですか。

（ なし ）

○副会長 最後に事務局から何か連絡事項ございますか。

○N委員 すみません、突然にここに皆さんのところにちょっとお願いに、これ各杉並区内の全町会の回覧で回していただいた保護司会からのお手紙なんですけれども、今、保護司がすごく急速に高齢化して、定年で皆さんお辞めになるということで、非常に困っておりますので、ちょっとなっていただける方はいらっしゃらないかということで、お願いをしております。

それで、ここに集まっていらっしゃる方々は、地域のことをよくご存じだと思いますので、もしお知り合いの方が保護司にふさわしいなということがありましたら、こちらのQRコードもついておりますので、サポートセンターのほうにご連絡いただければ、月曜から金曜までの10時から4時までサポートセンターは開いておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

再犯防止とかというの、危機管理のほうを担当になっておりますので、だから、ぜひ地域で安全に暮らせるためには必要な方々だろうと思いますので、よろしく願いをいたします。

○副会長 ほかに何かございますか。

○T委員 今の保護司さんの件で質問させてください。

保護司という方の身分が分かりませんが、66歳という年齢のくくりがあるというのは、80代でもすごくお元気な方もいらっしゃったり、それから人生経験が豊富だったりするので、そういう方のよさというのもあるかと思うんですが、その66歳という縛りがあるということは、公の肩書があるということですか。

○N委員 保護司は、非常勤の国家公務員になっております。それで、66歳って、これまでは65歳だったんですけど、数年前に66歳という、最初に委嘱されるときに66歳の年齢までという方なんですよね。

それで、その後75歳が定年です。10年間はやっていただきたいということと、やっぱりその間にいろんな研さんして対応していただくということもありますので、すぐに辞められる方もいらっしゃいますけれども、すぐにお辞めになるというのでは、非常に困ります。やっぱり地域のところでいろんな住民の方の力にならなければならないので、民生委員と

というのは、厚生労働省で都の地方公務員です。保護司のほうは国家公務員の非常勤になっております。

ただ、お給料はないので、実費弁償なので、ちょっと心苦しいんですが、66歳までの方のご紹介をお願いいたしたいと思っております。

○T委員 すみません、どういうことをされるかというのは、多少おぼろげには知っておりますが、定年延長になったりして、65歳とかという方で、現役にまだ仕事されている方が、合間にできる仕事なんですか。

○N委員 すみません、こういう会でお時間いただいてありがとうございます。

今、フルタイムで働いていてもやっぱり対象者を持って対応できるんじゃないかというようなことで、対応させていただいておりますが、ただやっぱりどうしても研修とか、そして対象者をもし持ったとしたら、月2回の面接ということがありまして、家に来ていただくというのが基本だったんですが、いろんなサポートセンターとか、あとは社会福祉協議会の協力で、荻窪と高井戸のところで面接箇所を増やしたりして、皆さんで無理のないように、できるときに、できることを、できる人がするという、そのボランティアの基本に従って、やらせていただいております。

だから、66歳までの方、周りにいらっしゃいましたら、ぜひよろしくをお願いいたします。H委員も保護司を終えられた方ですから、よくご存じだと。

ただ、最初は定年がなかったんですが、10年ぐらい前から75歳という定年がありましたので、それでお辞めになる方が辞められて、この後数年で、25名定年退職いたします。それで、この3年で二十数名がやっぱり定年退職しておりますので、新しい人を今入れなければならぬということで、町会のほうにお願いして、対談した後で応募してくださる人がいらっしゃいましたので、本当にありがたいと思っております。

○副会長 ありがとうございます。

よろしいですか。そういうお話で。

では、ほかに何かございますか。

（ なし ）

○副会長 なければ、これで本日の生活安全協議会を閉会いたします。

A会長が見えられなくて、ピンチヒッターで私がやりまして、何かと行き届かなかったところがあるかと思いますが、それはご容赦ください。

では、皆様お疲れ様でした。